

災害速報

No. 166

《建設業労働災害防止協会宮城県支部》
(平成22年12月2日発行)

送電線下の竹を伐採中に倒れて死亡！

－ 当局は感電死として業務災害に －

- ★ 宮城労働局は先月下旬、平成22年6月24日に発生した死亡事案を「労働災害と認められる」と発表しました。発生概要は下記一頁のNo.6のとおりです。
- ★ 発生直後は死因が特定されませんでしたが、労基署や警察等関係機関の調査により、「感電によるもの」と判断されたものです。
- ★ 当該送電線は154,000Vですが、伐採した竹が送電線近くまで育っていたため、竹を通じて感電したと推定されているようです。
- ★ 関係当局はさらに詳細調査を続けるとしていますが、類似箇所へ立ち入る作業があるときは、安衛則第349条に準じた対策を講ずるなど、危険予測と的確指示に留意しましょう。(なお、安衛則第349条及びこれに関連する通達を裏面に記載しましたので参照して下さい。)

死亡災害発生の概要（平成22年）

平成22年11月24日現在

備考	発生年月日	事故の型	業種	性別	職種	災害の内容
	時 刻	起因物	規模	年齢	経 験 期 間	
1	仙台	B22.1.6 切れ、こす れ	土木工事業	男性	技術者	可搬式エンジンカッター（研削盤）を使用して、U字型溝（コンクリート製、長さ2m、幅36cm、厚さ最大約1.4cm）を所定の長さで切断作業中、しががんだ状態でカッターの刃を上向きにして切断を行ったところ、刃が反発して跳ね返り、被災者の頭部に当たった。
		9時35分	その他の一般動力機械	20	31	
2	仙台	B22.1.29 交通事故 (道路)	土木工事業	男性	土工	現場事務所近辺から現場に養生マット運搬のため車を派遣させたところ、何らかの理由で悪んでいた被災者に車両左側が接触し、転倒したところをタイヤで腹部を覆った。
		8時05分	乗用車、バス、バイク	96	66	
3	仙台	B22.4.17 墮落、転落 仮設物、建設物、構造物	土木工事業	男性	建設工	北上川に架かっている橋梁の修繕工事を行なう現場において、橋の下を監視するために吊り足場を組み立て中、誤って14m下の北上川に転落した。
		10時55分		12	23	
4	仙台	B22.7.27 交通事故 (道路)	電気通信工事業	男性	作業員	仙台市泉区国道467線地内において、電柱を立てる穴（直径約30cm）を掘削中、国道を走行してきた乗用車が現場に侵入し作業員をはねたもの。
		9時55分	乗用車、バス、バイク	5	57	
5	古川	B22.10.17 爆発	その他の土木工事業	男性	技術者	地熱発電所内の生産井の近傍に発生した噴気孔により噴霧発生が発生したため、生産井の停止作業及び噴気孔の沈静化作業を各々で行っていた際、水蒸気爆発が発生し、噴出した熱水、土砂等により逃げ遅れた2名のうち1名が火傷を食い、1名が土砂に埋もれ死亡した。
		15時20分	その他の爆発等	60	63	
6	大河原	B22.6.24 感電	その他の建設業	男性	電工	白石市寒川地内において、送電線の支線となっている竹林伐採作業において、「うっ！」という声が聞こえたので同僚の作業員が振り返り、被災者が気を持って倒れていた。病院へ救急搬送されたが災害当日の13時00分に死亡が確認された。手術に麻酔薬らしいものが用いられたことから、死因は感電によるものと推定される。
		10時36分	立木等	28	19	

労働安全衛生規則

（工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止）

第三百四十九条 事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい拔機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

- 一 当該充電電路を移設すること。
- 二 感電の危険を防止するための囲いを設けること。
- 三 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。
- 四 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

昭和50年12月17日、基発第759号

移動式クレーン等の送配電線類への接触による感電災害の防止対策について

（前文省略）

記

- 1 送配電線類に対して安全な離隔距離を保持すること。
移動式クレーンの機体、ワイヤーロープ等と送配電線類の充電部分との離隔距離を、次の表の左欄に掲げる電圧の電圧に応じ、それぞれ同表の右欄に定める値以上とするよう指導すること。

電路の電圧	離隔距離
特別高圧	2m。ただし60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し。
高 圧	1.2m
低 圧	1m

なお、移動式クレーン等機体、ワイヤーロープ等が目測上の誤差等によりこの離隔距離内に入ること防止するために、移動式クレーン等の行動範囲を規制するための木柵、移動式クレーン等のジブ等の行動範囲を制限するためのゲート等を設けることが望ましい。

- 2 監視責任者を配置すること。
移動式クレーン等を使用する作業について適確な作業指揮をとることができる監視責任者を当該作業現場に配置し、安全な作業の遂行に努めること。
- 3 作業計画の事前打合せをすること。
この種作業の作業計画の作成に当たっては、事前に電力会社等送配電線類の所有者と作業の日程、方法、防護措置、監視の方法、送配電線類の所有者の立会い等について、十分打ち合わせするように努めること。
- 4 関係作業員に対し、作業標準を周知徹底させること。
関係作業員に対して、感電の危険性を十分に周知徹底させるとともに、その作業標準を定め、これにより作業が行われるよう必要な指導を行うこと。